製造・修理の事業区分と検査のための器具、機械又は装置

年度報告様式中の「事業の区分」については、 下記 の各事業の区分の略称を記入して下さい。



| | 事業の区分 (修理事業にあっては、 <u>製造を修理と読み替える</u> 。) | 事業の区分の略称 | 検査のための器具、機械又は装置 |
|----|------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | タクシーメーターを製造する事業 | タクシーメーター | 1 タクシーメーター装置検査用基準器 2 時間計 |
| 2 | 非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する 事業 | 質量計第1類 | - 次のいずれかの設備 1 基準はかり及び基準分銅 2 基準分銅 |
| 3 | 非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造 する事業 | 質量計第2類 | |
| 4 | 分銅又はおもりを製造する事業 | 分銅等 | |
| 5 | 自重計を製造する事業 | 自重計 | 次のいずれかの設備 1 荷重試験装置 (測定できる最小荷重の値が最大荷重の 50 分の 1 以下のものに限る。) 2 質量計であって、検定証印等が付されたもの 3 基準はかり及び基準分銅 |
| 6 | ガラス製温度計(ガラス製体温計を除く。)を製造する事 業 | ガラス製温度計 | 1 基準ガラス製温度計 2 温度検査槽 |
| 7 | ガラス製体温計を製造する事業 | ガラス製体温計 | 1 基準ガラス製温度計 |
| 8 | 抵抗体温計を製造する事業 | 抵抗体温計 | 2 温度検査槽 |
| 9 | 皮革面積計を製造する事業 | 皮革面積計 | 基準面積板 |
| 10 | 水道メーターのうち、定格最大流量が 8 ㎡/h 以下のもの を製造する事業 | 水道メーター第1類 | 次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅 |
| 11 | 水道メーターのうち、定格最大流量が 8 ㎡/h を超えるものを製造する事業 | 水道メーター第2類 | 2 基準水道メーター 3 液体メーター用基準タンク |
| 12 | 温水メーターを製造する事業 | 温水メーター | 4 液体メーター用基準体積管 |
| 13 | 自動車等給油メーターを製造する事業 | 自動車等給油メーター | |
| 14 | 小型車載燃料油メーターを製造する事業 | 小型車載燃料油メーター | 次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひょう又は |
| 15 | 大型車載燃料油メーターを製造する事業 | 大型車載燃料油メーター | 基準はかり入は基準分割及の基準密度序のよう入は 基準比重浮ひょう 基準燃料油メーター 液体メーター用基準タンク 液体メーター用基準体積管 |
| 16 | 微流量燃料油メーターを製造する事業 | 微流量燃料油メーター | |
| 17 | 燃料油メーターを製造する事業のうち前4号に掲げるも の以外のものを製造する事業 | 定置燃料油メーター | |
| 18 | 液化石油ガスメーターを製造する事業 | 液化石油ガスメーター | 次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準 浮ひょう型密度計 2 液体メーター用基準体積管 3 液体メーター用基準な力 |
| 19 | ガスメーターのうち、使用最大流量が 2.5 m²/h 以下のものを製造する事業 | ガスメーター第 1 類 | |
| 20 | ガスメーターのうち、使用最大流量が 2.5 m³/h を超える ものを製造する事業 | ガスメーター第2類 | 次のいずれかの設備 1 基準ガスメーター 2 ガスメーター用基準体積管 |
| 21 | 排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排ガス流量計を製 造する事業 | 排ガス積算体積計等 | |
| 22 | 排水積算体積計、排水流速計及び排水流量計を製造する 事業 | 排水積算体積計等 | 次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 液体メーター用基準タンク 3 液体メーター用基準体積管 |
| 23 | 量器用尺付タンクを製造する事業 | 量器用尺付タンク | 次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 基準水道メーター 3 液体タンク用基準タンク |
| 24 | 密度浮ひょう (耐圧密度浮ひょうを除く。)、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を製造する事業 | 密度浮ひょう等 | 基準ガラス製温度計 次に掲げるイ又は口の設備 イ 基準密度浮ひょう ロ 基準比重浮ひょう 3 基準酒精度浮ひょう |
| 25 | 耐圧浮ひょう型密度計を製造する事業 | 耐圧浮ひょう型密度計 | 1 基準分銅 2 基準ガラス製温度計 3 耐圧試験機 4 耐圧容器 |

年度報告様式中の「事業の区分」については、 下記 の各事業の区分の略称を記入して下さい。



| | 事業の区分 (修理事業にあっては、 <u>製造を修理と読み替える</u> 。) | 事業の区分の略称 | 検査のための器具、機械又は装置 |
|----|--------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業 | 圧力計第1類 | |
| 27 | アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外 のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業 | 圧力計第2類 | 次のいずれかの設備 |
| 28 | アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製 造する事業 | 血圧計第1類 | 1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計 |
| 29 | アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外 のものを製造する事業 | 血圧計第2類 | |
| 30 | 積算熱量計を製造する事業 | 積算熱量計 | 1 基準ガラス製温度計 2 次に掲げるイ、ロ、ハ又は二の設備 イ 基準はかり又は基準分銅 ロ 基準水道メーター ハ 液体メーター用基準タンク 二 液体メーター用基準体積管 3 恒温槽 |
| 31 | 照度計を製造する事業 | 照度計 | 1 単平面型基準電球2 分光測定装置3 直流電圧計 |
| 32 | 騒音計を製造する事業 | 騒音計 | 基準静電型マイクロホン 次に掲げるイ又はロの設備 イ 無響装置 ロ カプラ 周波数特性測定装置 |
| 33 | 振動レベル計を製造する事業 | 振動レベル計 | 1 基準サーボ式ピックアップ2 加振装置3 周波数特性測定装置 |
| 34 | 最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電 力量計を製造する事業 | 最大需要電力計等 | 1 基準電力量計 2 絶縁抵抗検査設備 |
| 35 | 特別精密電力量計を製造する事業 | 特別精密電力量計 | 2 花林投机快宜放佣 |
| 36 | 直流電力量計を製造する事業 | 直流電力量計 | 基準電流計 基準電圧計 絶縁抵抗検査設備 |
| 37 | 濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検 出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を 製造する事業 | | 1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ 検定検査規則第 20 条に規定する標準物質又は特定二次標準 物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ 校正用装置 ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計 |
| 38 | ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業 | 濃度計第2類 | 1 直流電圧計 2 温度計 3 検定検査規則第20条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質 |
| 39 | ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業 | 濃度計第3類 | 1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 直流電圧発生器 |
| 40 | 自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業 | ホッパースケール | |
| 41 | 自動はかりのうち、充塡用自動はかりを製造する事業 | 充塡用自動はかり | |
| 42 | 自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業 | コンベヤスケール | 基準分銅 |
| 43 | 自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業 | 自動捕捉式はかり | |
| 44 | 自動はかりのうち、前4区分以外を製造する事業 | その他の自動はかり | |